

G I 山梨・甲州ワイン海外プロモーション支援事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 G I 山梨・甲州ワイン海外プロモーション支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、山梨県ワイン酒造協同組合（以下「補助事業者」という。）が取り組む、国際市場におけるG I 山梨や甲州ワインの認知度向上やブランド確立を図るために行う海外ジャーナリストを活用した情報発信や英国ロンドンでのプロモーション活動等の取組（以下「補助事業」という。）に対し、予算の範囲内で補助金を交付することにより、ワイン産地山梨のブランドを世界に確立することを目的とする。

(交付の対象)

第3条 補助事業者が行う補助事業に必要な経費であって、別表「補助対象経費等」（以下「別表」という。）のうち、知事が必要かつ適当と認めるものとする。

(補助率)

第4条 知事が交付する補助金の補助率は、別表のとおりとする。

(交付の申請)

第5条 補助事業者は補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（様式第1号）を知事に提出しなければならない。

2 前項の補助金交付申請にあたっては、補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。

ただし、申請時において、当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付の決定)

第6条 知事は、前条の規定により補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、適当と認めるときは、補助金の交付決定を行い、補助金交付決定通知書（様式第2号）により補助事業者に通知するものとする。

なお、知事は必要に応じて、審査を行うために参考となる資料の提出を、補助事業者に求めることができる。

2 知事は、前項による交付の決定にあたっては、前条第2項により補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税等仕入控除税額を減額するものとする。

3 知事は、前条第2項のただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行う

こととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(申請の取下げ)

第7条 補助事業者は、前条の規定による通知に係る補助金の交付決定の内容及びこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、その交付決定の通知を受けた日から20日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(補助事業の内容又は経費の配分の変更)

第8条 補助事業者は、補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更をしようとするときは、補助事業変更承認申請書（様式第3号）を提出し、知事の承認を受けなければならない。

ただし、補助対象経費の各費目相互間において、いずれか低い額の20%以内を増減させる場合又は補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合はこの限りではない。

(補助事業の中止又は廃止)

第9条 補助事業者は、補助事業を中止し又は廃止しようとするときは、あらかじめ、補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第4号）を提出し、知事の承認を受けなければならない。

(補助事業遅延等の報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が予定期間に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに補助事業遅延等報告書（様式第5号）を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(遂行状況報告)

第11条 知事は補助事業者に対して補助事業の遂行及び収支の状況について、必要に応じ補助事業遂行状況報告書（様式第6号）の提出を求めることができる。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したとき若しくは第9条の規定による廃止の承認を受けたときは、その日から起算して1箇月を経過した日又は交付決定をした年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに補助事業実績報告書（様式第7号）を知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の実績報告を行うにあたって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(額の確定等)

第13条 知事は、前条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定内容（第8条に基づく承認をした場合は、その承認した内容）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に

通知するものとする。

- 2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて、年10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(概算払いの請求)

第14条 知事は、必要があると認める場合には、補助事業者に対し、概算払いにより補助金を交付することができる。

- 2 補助事業者は、前項の規定により概算払いを受けようとするときは補助金概算払請求書（様式第8号）を知事に提出しなければならない。

(補助金の経理等)

第15条 補助事業者は、補助金に係る経理について、収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しておかなければならぬ。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第16条 補助事業者は、補助事業完了後、申告により、補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第9号により速やかに知事に報告しなければならない。

- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年8月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、この要綱は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

別表 補助対象経費等

補 助 対 象 経 費		補助率
経費区分	経 費 内 容	
謝 金	講師等謝金	
旅 費	講師等旅費、出展旅費、調査旅費、打合せ旅費	
庁 費	会議費、会場借上費、会場整備費、印刷製本費、 資料購入（作成）費、通信運搬費、広告宣伝費、 デザイン料、通訳（翻訳）料、賃金、食糧費、消耗 品費、原材料費、雑役務費	補助対象経費の 1／2以内
委託費	事業の一部を委託する経費	
その他	上記に掲げるもののほか、知事が特に必要と認める 経費	